

新地方公会計制度に基づく財務書類作成業務の委託先選定に係る審査基準

評価内容		評価点
評価項目	評価事項	
1 遂行能力	業務実施能力	30
2 業務実績	新地方公会計制度に基づく財務書類作成業務の業績	30
3 支援内容	本市行財政局財政室及び連結対象団体への支援体制	20
4 その他	本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等、又は仕様書記載事項以外の有用な提案を行ってきているか。	10
5 見積額	－	10
合 計		100

【評価基準】

- ※1～2の各項目の評価点 30点:非常に優れている 24点:優れている 18点:普通 12点:やや劣っている 6点:劣っている
- ※項目3の評価点 20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:普通 8点:やや劣っている 4点:劣っている
- ※項目4の評価点:10点:市内中小企業者等に該当する場合:5点 仕様書記載以外の有用な提案を行ってきた場合:5点
- ※項目5の評価点 10点:最低価格 7点:(最低価格との差が)10%未満 5点:10%以上 3点:20%以上 1点:30%以上
- ※評価点の合計が50点以上、かつ1～3の各項目において最低評価(劣っている)がない者を契約締結対象となる最低基準とする。

【評価体制】

財政調査課長、財政室調査係長、財政室係員を評価者とする。